

陸別町農業委員の募集について

平成 28 年 4 月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度から町長が議会の同意を得て任命する方法に変わり、現在 10 名の委員が農地利用の最適化に尽力されております。

農業委員の任命につきましては、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募を行い、その結果により町長が任命する仕組みとなっております。

なお、委員の任命にあたっては、過半数の委員が認定農業者でなければならないこととされており、また、委員の中に農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が 1 名以上含まなければならないこととされております。

また、委員の任命に際し、委員の年齢構成の偏り及び女性の委員の登用についても配慮することとされております。

つきましては、現在の委員の任期（3 年）が令和 5 年 7 月 19 日をもって満了することから、令和 5 年 7 月 20 日付けで新たに農業委員を選任することになりましたので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適正に行うことができる方の推薦及び応募をお願い致します。

具体的な業務と応募方法につきましては、次のとおりです。

1 農業委員会の業務

- (1) 農地法等の権限事務についての審査及び決定
農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事項（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）
- (3) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供
- (5) その他農業委員会が必要と認める活動等

2 推薦及び応募について

- (1) 町内の地区又は全域からの推薦
- (2) 団体等からの推薦
- (3) 一般応募

※以下に該当する方の推薦及び応募はできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

3 推薦・応募の農業委員数

10名

4 応募書類

該当する次の書類に住民票の抄本を添付し、必要事項を記載して、陸別町農業委員会事務局へ提出してください。

- (1) 陸別町農業委員候補者推薦届出書（個人、団体）
- (2) 陸別町農業委員会委員候補者承諾書（個人、団体）
- (3) 代表者証明書（個人）
- (4) 陸別町農業委員応募届出書

「陸別町農業委員候補者推薦届出書」、「代表者証明書」、「陸別町農業委員会委員候補者承諾書」、「陸別町農業委員応募届出書」の様式は、陸別町役場総務課総務担当又は陸別町農業委員会事務局で受け取るか、陸別町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

5 応募書類の提出

陸別町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。
郵送の場合の送付先

〒089-4311 足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町農業委員会事務局

6 推薦・応募の期間

令和5年3月13日（月）午前8時45分から令和5年4月12日（水）午後5時30分までに必着（郵送の場合は、消印有効）

7 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、陸別町農業委員候補者評価委員会において評価を行い、町長が議会の同意を得て選任します。

※任期 令和5年7月20日 ～ 令和8年7月19日

8 お問い合わせ

〒089-4311 足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町役場総務課総務担当（内線 213）
陸別町農業委員会事務局（内線 121）
電話 0156-27-2141
ファックス 0156-27-2797